

平成20年7月吉日

分娩取扱施設長 各位
日本産科婦人科学会会員 各位
日本産婦人科医会会員 各位

社団法人日本産科婦人科学会
理事長 吉村 泰典
社団法人 日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

産科医療補償制度への加入のお願い

我々産婦人科医が、長い間、求めてきた産科医療補償制度が、国の支援により、いよいよ平成21年1月から、開始されることになりました。

ここに、改めて、産科医療補償制度の制度理念を確認していただき、全ての分娩取扱施設がこの制度に加入することで、先ず、本制度の第一歩を踏み出していただきたいと思います。

1. 制度の趣旨

今までは、脳性麻痺児をもつ家庭にとって、大きな負担であった看護・介護等に関わる費用は、医療訴訟という手段によって賄われてきました。そのため、麻痺児を抱える原告側も、これを受ける医療側にも、医療訴訟は筆舌に尽くしがたいほどの精神的、肉体的負担となっていました。

この産科医療補償制度の理念は、医療訴訟で勝ったごく限られた者だけが報われるのではなく、分娩に関連した脳性麻痺児と、その家族に対して、一定の条件を満たす場合には、その看護・介護等の費用が無条件に補償される仕組みをつくることでした。

この理念に基づき、国と折衝してきましたが、幸い今般、別紙「厚生労働省医政局総務課長通知」のごとく、民間の医療保険制度を活用することにより、この目的を達成する制度が用意されました。すなわち、本制度は、民間の保険を活用し、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするものです。

2. 具体的制度のあり方

- ①上記理念に基づき、一定の条件を満たす全ての脳性麻痺児のために、看護・介護等の費用を無条件に補償する仕組みとして、分娩取扱施設は民間保険会社と保険契約をむすび、分娩取扱施設が掛金を負担します。
- ②分娩取扱施設は、医療安全と産科医療補償制度への加入のために、分娩費用を増額することが考えられます。
- ③この場合の妊産婦の負担軽減を目的として、国は、出産育児一時金で対応することを予定しております。

この様に、民間保険を活用することによって補償する制度に対し、国は、出産育児一時金の増額により対応することで、公的性格を持つ制度として、積極的に支援しているのです。

今回の制度では、補償される脳性麻痺児には、一定の条件がつきます。しかし、この制度が機能すれば、さらに補償対象を広げることが出来ます。

全ての分娩取扱施設がこの産科医療補償制度に加入し、この制度設立の趣旨を生かしていただきたいと思います。よろしくごお願いいたします。

(別紙)

事務連絡
平成20年7月10日

社団法人 日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

産科医療補償制度の普及・啓発に関する協力依頼について

日頃から医療安全の推進につきましては、特段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると言われております。そのため、厚生労働省においては平成18年度より、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、新たな産科医療補償制度の創設に向けた検討を始め、平成19年5月には「緊急医師確保対策」にも位置付け、鋭意準備を進めてきたところであります。

本制度は、民間の保険を活用し、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするものです。

現在は、本制度の運営組織の役割を担う財団法人日本医療機能評価機構において、平成21年1月から実施するための具体的な事務手続きを進めているところです。

厚生労働省としても、本制度の創設に伴って分娩費用の上昇が見込まれることから、妊産婦の負担を抑えるための対応、本制度に加入していることを医療機能情報提供制度に基づく情報提供の事項として追加し、広告規制の緩和等各種の加入促進策についても検討することとしております。

基本的に多くの分娩機関に本制度に加入していただき、安心して産科医療を受けられる体制を構築していきたいと考えておりますので、貴職におかれましては、貴会会員に本制度の趣旨を理解していただくため、特段のご協力をお願いします。

